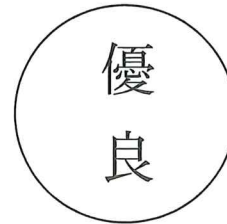


産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県戸田市川岸一丁目1番地20

氏 名 戸田アスコン株式会社
代表取締役 秋田 道明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和5年1月23日

許可の有効年月日 令和12年1月22日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：汚泥（生コンクリートに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）
及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県戸田市川岸一丁目3282番1、3282番5 以上2筆（面積22,442.59㎡）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成29年5月1日	指令産廃第76-1号	新規許可
平成30年6月12日	—	変更届(代表者)
令和4年5月12日	指令中環第227号	更新許可
令和4年8月25日	指令産廃第411-1号	変更許可(事業場面積の拡大、2種類の追加及び破碎施設の入替え)
令和5年1月23日	指令中環第678号	更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	1,710t/日 (9時間)	汚泥(生コンクリートに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。))、がれき類 以上3種類	令和4年 8月25日 令和2年 3月25日 破1-1

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(生コンクリートに限る。) 以上1種類	4.0m ²	0.4m(屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上2種類	1,386.4m ²	2.5m(屋外)

(以下余白)